



1 大間町HPはこちらから

町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいっつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするために、この憲章を定め実践します。

1. 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
1. さまじきをまもり、明るく住みよい町にいたしましょう。
1. 教養と文化の高い、清らかな町をめざしましょう。
1. 互いに話し合う平和でなごやかな町をぎぎきましょう。
1. 人を愛し、まことをつくす、しあわせな町に育てましょう。



1月7日
令和8年大間町消防団出初式

第34回大間町ドッジボール大会が開催されました！

12月14日(日)大間小学校アリーナにおいて、大間町スポーツ協会主催のあかりちゃん杯争奪戦第34回大間町ドッジボール大会が開催されました。

今回は、小学校高学年の部2チーム、低学年の部2チームの総勢20名の参加があり、どちらの部門も白熱した戦いを繰り広げました。

結果は、以下のとおりです。

【高学年の部】

優勝 大間小学校 A

片井 冬和、泉 楓、氣仙 聖桜、泉 太陽

準優勝 大間小学校 B

畑山丞二郎、山崎 咲、廣谷鋼之丞、大西 琉（人数調整の為）

【低学年の部】

優勝 大間小学校ジュニア B

大西 琉、酒田豊紬実、小浜孝二郎、泉 滯奈、

新田 陽人、千代谷凜大、泉 湊翔

準優勝 大間小学校ジュニア A

泉 理央、館脇 成那、菊田 雄斗、西田 楓藍、

畑山煌二郎、小林 幸生



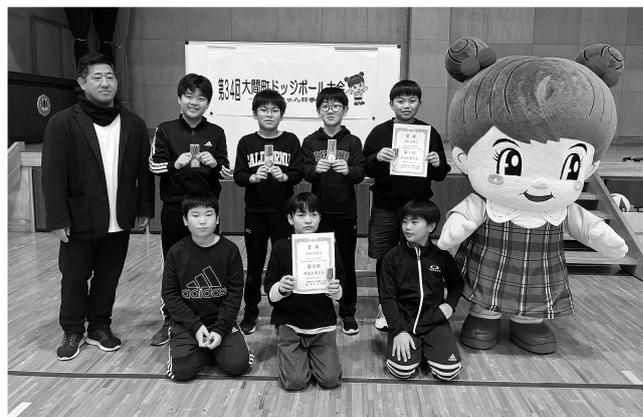
▲試合の様子①



▲試合の様子②



▲小学校低学年の部
優勝 大間小学校ジュニア B



▲小学校高学年の部
優勝 大間小学校 A

(株)青森電子計算センターから図書が寄贈がありました

12月16日(火)町長室において、青森市に本社のある(株)青森電子計算センターの代表取締役社長八島勝様から図書(10万円相当)の寄贈があり、野崎町長へ目録が手渡されました。

今回の寄贈は、(株)青森電子計算センターが会社設立60周年を記念して、取引のある自治体に対して行っているもので、当町では、健康福祉センタースマイリー、うみの子保育園、大間保育園の3施設に計51冊寄贈されました。

心より感謝申し上げますとともに、各施設において活用させていただきます。



筑田長豊氏が総務大臣表彰されました

11月18日付で地縁による団体功労者総務大臣表彰が発表され、ときわ町内会長の筑田長豊氏が受賞し、12月18日(木)に野崎町長より伝達されました。

筑田氏は、平成13年から現在まで通算24年の長きにわたり町内会長として、町内清掃や植栽、ボランティア活動を実施するなど、その功績が認められ今回の受章となりました。



秋の叙勲及び褒章受章報告

12月19日(金)、令和7年秋の叙勲を受章された2名が町長室を訪れ、受章報告されました。



瑞宝双光章

元大間町消防団長 宮野 成厚 氏

宮野氏は、昭和57年12月に入団し、令和5年1月まで40年以上の長きにわたり消防団員として消防業務に携わり、地域防災に尽力された功績が認められ、今回の受章となりました。



藍綬褒章

大間町消防団副団長 坂本 春彦氏

坂本氏は、平成2年5月に入団し、現在に至るまで、35年以上の長きにわたり消防団員として消防業務に携わり、地域防災に尽力された功績が認められ、今回の受章となりました。

令和8年大間町消防団出初式

1月7日(水)、令和8年大間町消防団出初式が行われました。
 新年を迎え、最初の演習となる出初式では、消防団員が大間・奥戸・材木地区に分かれ、厳しい寒さの中パレードを行い、町民の皆さんに火災予防を呼びかけました。
 その後、総合開発センターにおいて式典が行われ、各団員が気持ちを引き締めて任務に励むことを誓いました。



▲パレードの様子



▲式典の様子

第54回大間町新春書き初め席書大会展示会開催

1月9日(金)・10日(土)に大間町健康福祉センター「スマイリー」において「第54回大間町新春書き初め席書大会作品展示会」を開催いたしました。

今回は、幼児から高校生、一般と31名の皆さんから作品を提出していただき、展示会では素敵な作品が並びました。今後ご参加のほどよろしくお願いたします。

受賞者は、以下のとおりです。(敬称略)



特別賞
 新田 愛叶
 (高校2年)



特選
 片井 宇美
 (小学校2年)



特選
 片井 冬和
 (小学校6年)



特選
 正根 杏珠
 (中学校1年)

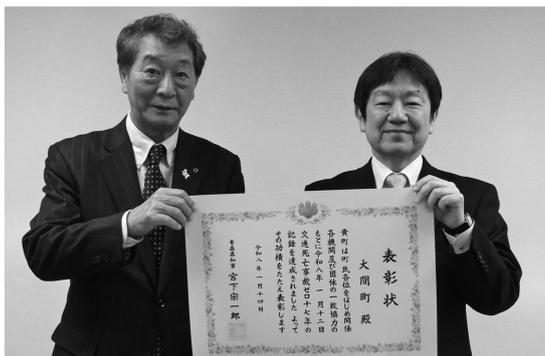
準特選	片井 成太 (小学校1年)	北舘 美緒 (小学校4年)	小林 亮翔 (小学校5年)
	菊野 姫華 (中学校1年)	伊藤 綸央 (中学校3年)	竹内 希実 (高校1年)
佳作	大西 佑季 (幼児)	堺 愛結 (小学校1年)	熊谷 侑杏 (小学校2年)
	千代谷 凜大 (小学校2年)	菊野 啓斗 (小学校3年)	伊藤 咲希 (小学校6年)
	北舘 凜 (中学校2年)	中森 天柰 (中学校2年)	田中 莉麻 (高校1年)

交通死亡事故ゼロ 17年達成

大間町では、令和8年1月12日をもって交通死亡事故ゼロ17年を達成しました。これに伴い1月14日(水)、青森県庁において、野崎町長が青森県より表彰を受けました。

この記録は、県内市町村における現在継続中の記録の中で、最長となっています。

事故を防ぐため、皆さんの早めのライト点灯や反射材の着用に、ご協力をお願いします。



左から野崎町長、奥田副知事▶

第62回大間町少年剣道大会

1月18日(日)大間中学校体育館において、第62回大間町少年剣道大会が開催され、14団体34チーム120名の選手が参加しました。

歴史ある本大会に、県内各地から少年剣士たちが集まり、熱戦を繰り広げました。大間町の剣士たち(小学校の部：北魂会、中学校の部：大間中学校)も日頃の成果を精一杯発揮し、充実した大会となりました。

団体戦

	優勝	準優勝	第3位	第3位
小学校低学年	紫雲会 A	志道館 A	紫雲会 B	秀峰館
小学校高学年	柏葉少年剣士隊A	紫雲会 A	北魂会 A	志道館 A
中学校男子	むつ剣道クラブ	長者中学校	志道館	
中学校女子	紫雲会スポーツ少年団	大間中学校	十和田中学校	

個人戦

		優勝	準優勝	第3位	第3位
小学校	男子低学年	紫雲会 甲斐良志	志道館 松本時和	秀峰館 清藤飛源	紫雲会 神優月
	男子高学年	藤坂北翠館 今泉慶成	大湊誠武会 久保田謙士	秀峰館 林昇平	志道館 松本来和
	女子低学年	柏葉少年剣士隊 町屋陽彩	紫雲会 成田明空	秀峰館 村田咲玖	北魂会 碓谷梨心
	女子高学年	秀峰館 清藤楽柳	北魂会 碓谷梨真	志道館 佐々木瑠蓮	藤坂北翠館 山田葵
中学校	男子	志道館 長根研三	むつ剣道クラブ 小川夏優太	紫雲会 奥山遙斗	むつ剣道クラブ 二本柳珀琥
	女子	紫雲会 三浦妃聖愛	紫雲会 八木橋美羽	紫雲会 成田美咲	志道館 下川原萌華



▲選手宣誓 碓谷 梨真選手



▲試合の様子

大間町役場会計年度任用職員の募集について

令和8年度の大間町役場会計年度任用職員の募集を次のとおり行いますので、希望の方は内容を確認のうえ、期日までにご応募ください。

●募集職種・業務内容

- I 事務職員 … 事務や窓口対応の補助的業務
- II 技能職員（フルタイム） … 公用自動車の運転および車両管理に係る業務
- III 技能職員（登録制） … 中型バス等の運転および労務作業等

* いずれの募集も日本国籍を有しない者、自力により通勤ができない者、介助者なしに職務の遂行が困難な者および地方公務員法第16条に規定する次に掲げる者は申込みできません。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ②大間町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した方

I 事務職員

- 1 任用予定人員 若干名
- 2 応募資格 平成20年4月1日までに生まれた高等学校卒業程度以上の学力を有する方
- 3 応募書類 (1)大間町会計年度任用職員（事務職員）公募申込書
(2)履歴書
- 4 給与 月額195,800円～（金額は、経験等によって決定されます）
※給与月額は、令和8年2月1日現在。

II 技能職員（フルタイム）

- 1 任用予定人員 若干名
- 2 応募資格 (1)昭和31年4月2日以降に生まれた方
(2)大型自動車運転免許を有する方、また、大型自動車運転免許を取得見込みの方
(3)心身共に健康で、役場の仕事に理解と情熱のある方
- 3 応募書類 (1)大間町会計年度任用職員（技能職員）公募申込書
(2)履歴書
(3)運転免許証の写し（両面）
(4)質問票
- 4 給与 月額205,000円～（金額は、経験等によって決定されます）
※給与月額は、令和8年2月1日現在。

共通事項

- 5 勤務条件 (1)任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。また、採用後1ヵ月間は、条件付き採用期間となります。
(2)地方公務員法の定めによる各種義務や服務規定が適用されます。
(3)健康保険・厚生年金保険・雇用保険・地方公務員災害補償などに加入していただきます。
(4)有給休暇については、年次休暇のほか特別休暇があります。
(5)時間外勤務手当、通勤手当（距離に応じて）、期末・勤勉手当を支給。
- 6 勤務場所 大間町役場
- 7 勤務日・時間等 (1)土曜日・日曜日・祝日などは、原則として休日となります。
(2)勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分（7時間45分、休憩時間午後0時15分～午後1時15分）
- 8 応募期間及び提出先 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金) 午後5時まで
郵送または持参とします。（郵送の場合は、書留で同時刻必着）
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
提出先 〒039-4692 大間町大字大間字奥戸下道20-4 大間町役場 総務課

- 9 選 考 試 験 令和8年3月1日(日) 役場で実施します。
- I 事務職員 午前9時から(受付午前8時30分～午前8時50分)
作文および面接試験
- II 技能職員 午前9時45分から(受付午前9時20分～午前9時40分)
面接試験のみ

Ⅲ 技能職員(登録制)

- 1 応募資格 (1)昭和23年4月2日以降に生まれた方
(2)大型自動車運転免許を有し、1年以上の実務経験のある方
(3)心身共に健康で、役場の仕事に理解と情熱のある方
- 2 応募書類 (1)大間町会計年度任用職員(技能職員)登録申込書
(2)履歴書
(3)運転免許証の写し(両面)
(4)質問票
- 3 報 酬 日額9,762円～(1時間あたり1,260円～)
*金額は、経験等によって決定されます。
※日額は、令和8年2月1日現在。
- 4 勤務条件 登録期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。
- 5 勤務場所 大間町役場
- 6 勤務日・時間等 (1)バスの運行等で技能員が必要になった場合、登録者に連絡し出勤していただきます。(土曜日・日曜日・祝日問わず。)
(2)勤務時間は、その日の業務量によって4時間から7時間45分の勤務となります。
- 7 登録受付及び提出先 令和8年2月2日(月)から令和8年3月6日(金) 午後5時まで
本人持参で提出して下さい。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)
ただし、何らかの理由で持参できない場合は、郵送による提出でも構いません。
郵送による提出の場合は、3月6日(金)必着とします。
- 8 登録の流れ 当町指定の申込書類を提出された方の中から、履歴書等による書類選考を行い、
可否を決定し、後日連絡をいたします。

●その他

- ・申込書類は、総務課にあります。
 - ・大間町では、当該募集のほか事業ごとにも募集を行っています。
- ※詳しくは、総務課に問い合わせください。

問 総務課 ☎37-2111

赤十字活動資金にご協力をお願いします

あなたの支援は、大切な誰かを救う力になる。災害や事故、病気など、思いがけない困難に直面した人々に寄り添い、赤十字は、いのちと健康を支える活動を支援しています。

災害時の救援、防災・減災や救急法の講習、ボランティア活動、青少年の育成そのすべては、皆さまの思いやりによって成り立っています。あなたの支援が、見えない誰かの「ありがとう」につながり、その一歩が、大切ないのちを守る確かな力になるのです。

赤十字の活動は、皆さまからの会費や寄付金によって支えられています。どうか、あたたかいご支援をお願いいたします。

【会 費】 正会員：2,000円以上、 協力会員：500円以上

【加入方法】 ①2月1日より、各地区の婦人会が加入募集または会費の徴収にご家庭を訪問します。

②住民福祉課窓口で手続き(新規加入のみ)ができます。

問 住民福祉課 ☎37-2520(直通)

大間町会計年度任用職員学校講師等および学校用務員募集

大間町教育委員会では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

●学校講師等（講師・助教諭・学校支援員）

- 1 採用予定人員 若干名
- 2 応募資格
 - (1)平成20年4月1日までに生まれた高等学校卒業程度以上の学力を有する方
 - (2)教諭免許状を有する方および令和8年3月までに免許取得見込みの方（免許状の種類は問いません）
もしくは、免許は有していないが、教育施設・保育施設・看護施設等での勤務経験がある方
 - (3)心身共に健康な方
- 3 応募書類
 - (1)大間町会計年度任用職員公募申込書（教育委員会にあります）
 - (2)履歴書
 - (3)教員免許状を有している方は、免許状の写し
- 4 勤務場所
町立大間小学校・奥戸小学校・大間中学校
- 5 勤務日・勤務時間等
 - (1)土曜日・日曜日・祝日などは、原則として休日となります。
 - (2)(1)であっても、校長から指示された場合は、出勤とします。
 - (3)フルタイムの勤務時間は、7時間45分の勤務になります。
 - (4)パートタイムの勤務時間は、7時間以内の勤務となります。
- 6 給与等
 - (1)（免許あり）月額238,700円～（金額は、経験などによって決定されます）
 - (2)（免許なし）月額195,800円～（金額は、経験などによって決定されます）
 - (3)パートタイムは、上記月額をもとに計算した時給となります。
※給与月額は、令和8年2月1日現在。
- 7 選考試験
作文および面接試験

●小・中学校用務員

- 1 採用予定人員 臨時用務員 3名
- 2 応募資格
 - (1)昭和27年4月2日以降に生まれた方
 - (2)心身共に健康な方
 - (3)危険物取扱者（乙種以上）の有資格者を優先する。（無資格も可能です）
- 3 応募書類
 - (1)大間町会計年度任用職員公募申込書（教育委員会教育課にあります）
 - (2)履歴書
 - (3)危険物取扱者（乙種以上）の資格のある方は、免状の写し
- 4 勤務場所
町立大間小学校・奥戸小学校・大間中学校
- 5 勤務日・勤務時間等
 - (1)土曜日・日曜日・祝日などは、原則として休日となります。
 - (2)(1)であっても、校長から指示された場合は、出勤とします。
 - (3)勤務時間は、勤務校によって異なりますが、7時間45分の勤務になります。
- 6 給与等
 - (1)月額198,200円～（金額は、経験などによって決定されます）
※給与月額は、令和8年2月1日現在。
- 7 選考試験
面接試験のみ
- 8 その他
必要に応じて、採用後に、危険物取扱者試験（乙種4類）を受験していただく場合があります。
（ただし、受験結果の合否は問いません）

【応募共通事項】

※いずれの募集も日本国籍を有しない者、自力により通勤ができない者、介助者なしに職務の遂行が困難な者および地方公務員法第16条に規定する次に掲げる者は、受験できません。

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②大間町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した者

1 応募期間および提出先

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金) 午後5時まで。

郵送または持参とします。(郵送による場合は、書留で同時刻必着)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

提出先 〒039-4692 大間町大字大間字奥戸下道20番地4 大間町教育委員会 教育課

2 勤務条件

- (1)令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。採用後1カ月間は、条件付採用期間になります。
- (2)地方公務員法の定めによる各種義務や服務規程が適用されます。
- (3)健康保険・厚生年金保険・雇用保険・地方公務員災害補償などに加入していただきます。
- (4)有給休暇については、年次休暇のほか特別休暇があります。
- (5)時間外勤務手当、通勤手当(距離に応じて)、期末・勤勉手当を支給。

3 選考試験

令和8年3月1日(日) 午前9時 大間町役場会議室(受付時間 午前8時30分～午前8時50分)

※詳しくは、大間町教育委員会教育課までお問い合わせください。

☎ 大間町教育委員会 教育課 ☎ 37-2103 (直通)

カモシカを見かけたときの対応について

◎カモシカの特徴

カモシカは、国の特別天然記念物に指定されており、保護の対象となっています。

全体的に白から灰色、または灰褐色のフワフワした体毛に覆われ、オス・メスともに15センチくらいの一対の角を持つのが特徴です。

好奇心旺盛な動物で、遭遇したときは、こちらをじっと見つめてくることもあります。おとなしい性格で、カモシカから人に危害を与えるようなことはありません。ただし、野生動物のため、自分が追い詰められたと感じてパニックになってしまうと、向かってくる可能性もありますので、目撃や遭遇した場合は、必要以上に近づかず、他の場所に移動するまで見守ってください。

◎カモシカの対応

(1) カモシカを見かけた場合

- ① 他の場所に移動するまで、そっとしておいてください。
- ② 必要以上に近づかず、通り道を確保してあげてください。
- ③ 犬に吠えられると興奮するので、近づけないでください。

(2) ケガや病気で動けない場合

- ① 動かさず、教育委員会へ連絡してください。
- ② 個人で保護しないでください。

(3) 死亡している場合

- ① 教育委員会へ連絡してください。
- ② 死体は動かさないでください。

(4) 幼獣の場合

- ① 親が近くにいることがあるので、近づかないでください。
- ② 1度保護をすると野生復帰が困難になるので、個人で保護をしないでください。
- ③ 個人的な飼育は、法律上行うことはできません。



☎ 教育委員会 ☎ 37-2103 (直通)

令和8年度大間町奨学生の募集について

次のとおり大間町奨学生を募集しますので、希望者は期日までに関係書類を添えてお申込みください。
 なお、添付書類によっては日数がかかる場合や、現在の在学学校へ依頼が必要となる場合等があります
 のでご注意ください。

【 募 集 対 象 】

大間町に居住する者の子弟で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、高等専門学校、大学、ほかに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する学校、養成所及び町長が認める各種技術並びに技能養成機関に在学する者

【 貸 与 期 間 】

各学校とも在学学校の正規の修業期間

【 貸 与 月 額 】

奨学金は提出のあった奨学生本人の口座に毎月振り込みます。

高等学校	15,000円
高等専門学校	3年次まで15,000円 4年次以降30,000円
大学 (専門学校、短期大学)	30,000円
大学院	30,000円

【 募 集 期 間 】

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)までに下記提出書類を揃えて、教育委員会へ提出してください。

【 提 出 書 類 】

	提出書類	入手場所
本 人	奨学金貸与申請書	教育委員会窓口
	在学証明書	4月入学の新学校
	奨学生の戸籍謄本	住民福祉課(450円)
	奨学生の推薦書	卒業した学校 (開封無効)
	奨学生口座の写し	以下いずれか1つ ・青森みちのく銀行 ・青い森信用金庫 ・ゆうちょ銀行
保 護 者	所得証明書(前年度)	税務課(300円)
	納税証明書(前年度)	税務課(300円)
連帯保証人	所得証明書(前年度)	税務課(300円)
	納税証明書(前年度)	税務課(300円)

【 選 考 基 準 】

品行方正、学業優秀な者で、健康状態及び家庭事情、保護者・連帯保証人が、公的債務を履行し（税金等納付済みであること）、奨学金償還の責任を負うことができるか等、また、学校長等が奨学生として推薦した者を、総合的に判断のうえ奨学生選考委員会に諮問します。

【貸与決定】

奨学生選考委員会の諮問、定例教育委員会の可決をもって、貸与が決定した場合は、5月中に貸与決定通知書を送付します。また、決定後は下記の書類の提出と、教育委員会にて誓約書に自署してもらう手続きがありますので、予めご留意ください。

	提出書類	入手場所
本人	印鑑	認め印で可
	誓約書	教育委員会にて記入して頂きます
保護者	印鑑	印鑑登録が済んだもの
	印鑑証明書	住民福祉課 印鑑登録(300円) 証明書発行(300円)
	誓約書	教育委員会にて記入して頂きます
連帯保証人	印鑑	印鑑登録が済んだもの
	印鑑証明書	住民福祉課 印鑑登録(300円) 証明書発行(300円)
	誓約書	教育委員会にて記入して頂きます

☎ 教育委員会 奨学金担当 ☎ 37-2103 (直通)

防災備蓄品・非常用持出品の準備をしましょう！

大規模災害が発生した場合、電気や水道などのライフラインが止まってしまう可能性があります。ライフラインが止まっても自力で生活できるよう、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくようにしましょう。

また、避難所へ向かう際には、必ず非常用持出品を持って避難しましょう。

【1人分の備蓄例（最低3日分）】

- ・食料：1日3食×3日＝9食
- ・携帯トイレ：1日5回×3日＝15回分
- ・飲料水：1日3L×3日＝9L
- ・その他（防災ハザードマップP22をご覧ください。）

【非常用持出品例】

- ・貴重品（現金、通帳、免許証など）
- ・非常食（水、調理無しで食べられるもの、菓子類、ミルクなど）
- ・衛生用品等（お薬手帳、お薬、マスク、おむつなど）
- ・生活用品等（防寒具、着替え、ティッシュなど）
- ・その他（防災ハザードマップP22をご覧ください。）

備蓄品には限りがあります！

町では、災害に備えて食料品などの備蓄を進めておりますが、備蓄品には限りがありますので、避難者からの全ての要望に応えることは不可能です。少しでも自分が苦しい思いをしないように、日頃から家庭でも備蓄を始め、すぐに持ち出せるようリュックなどにまとめて準備しておきましょう。

災害は「いつか」ではなく、「いつでも」やってきます。でも、準備は「今日から」できます。今日から自分のために何か一つ始めてみませんか？

☎ 総務課 ☎ 37-2111

令和8年度住民税申告相談が始まります

令和8年度（令和7年分の収入）の住民税申告相談を下記の日程で行います。

受付時間 午前の部 午前9時～午前11時30分まで 午後の部 午後1時～午後4時まで

※毎週金曜日は申告会場での申告は休みとなりますので、ご注意ください。

※下記会場での申告中は役場庁舎での申告はできませんので、ご注意ください。

会場	日付	地区
婦人の家	2月12日（木）	○材木地区
奥戸交流館	16日（月）	○奥戸地区 浜町第一 浜町第二
	17日（火）	
奥戸ゆうゆう館	18日（水）	上仏町 向町
	19日（木）	
総合開発センター	24日（火）	○大間地区 ときわ町 上町・日和町 割石・カットシ 浜町・第二 細間道・第一根田内 第二根田内
	25日（水）	
	26日（木）	
	3月2日（月）	
	3日（火）	
	4日（水）	
青少年ホーム	9日（月）	汐見町
	10日（火）	美島町
	11日（水）	朝日町

※この日程内であればどの会場でも申告することができますので、必ず申告してください。

※収入がない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や介護及び後期高齢者医療保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの所得判定にも必要になります。住民税の申告は、このような証明書などを発行する際の資料となりますので申告が必要です。

※どうしても上記の日程で申告できない場合は、別日（申告期間中の各週金曜日及び3月12日（木）～3月13日（金）の午前9時～午後5時（正午～午後1時30分を除く））に予約制で申告相談に応じますので、税務課まで連絡してください。

なお、最終受付は令和8年3月13日（金）午後5時となります。

※年金収入のみの方、生活保護を受給している方も申告の義務があります。該当の方は、電話での申告を受け付けておりますので、税務課まで連絡してください。

※風力発電・太陽光発電で土地の売買・賃借が増えています。忘れずに申告してください。

◆当日申告会場に持参するもの◆

1. マイナンバーカードもしくは通知カードと身分証明書（※本人確認のため）
2. 利用者識別番号がわかるもの
3. 収入・支出簿、源泉徴収票、年金受給証明のはがきなど収入や支出がわかるもの
（時間短縮のため、領収書類は事前に整理、集計をしてください。）
4. 生命保険、地震保険料控除証明のはがき、その他控除に必要なもの
5. 土地の売買契約書又は賃借契約書（※土地の売買や賃借がある場合）
6. 医療費控除明細書（※医療費控除を申告する方）
7. その他参考資料
8. 還付金の受取口座（通帳）

※ゆうちょ銀行の方は、昨年と同じ口座であっても記号番号の確認のため、通帳をご持参ください。

○利用者識別番号の運用が始まりました！

令和3年分確定申告（令和4年2月中旬～）の受付から、利用者識別番号の運用が始まりました。今後の確定申告の際には原則「利用者識別番号」が必要となりますので、申告前に利用者識別番号の取得をお願いします。番号取得をしていない方は、税務課窓口やwebサイトで手続きできます。

※申告会場での番号取得もできますが、通常の申告相談のほかに1人当たり10分～20分の時間を要しますので、可能な限り事前に番号を取得してください。

○還付請求について

徴収された税金（所得税）が返ってくる場合があります。振込先口座（通帳）を必要としますので、申告の際は忘れずにご持参ください。

○医療費控除について

医療費控除の申告には医療費明細書の添付が義務化されました。医療費明細書が無ければ医療費控除が認められませんのでご注意ください。用紙は役場や各会場に備えているほか、役場及び国税庁ホームページでダウンロードできますので、必ず集計及び計算を行って申告会場に持参してください。（医療費には、医療機関と自宅の往復分の公共交通機関の料金が認められています。）

※申告時間短縮のため、事前に利用者識別番号の取得、帳簿・領収書類整理、医療費の整理・集計を行ってからお越しください。

問 税務課 ☎37-2518（直通）

～税務課からのお知らせ～

1. 今月の納期について

今月の納期については、下記のとおりとなっておりますので、納め忘れには注意しましょう。

固定資産税（第4期） 納期限 令和8年3月2日（月）

※納期を過ぎますと、納付が遅れるごとに延滞金が加算される場合があります。

延滞金の割合は、納期内納付をされた方との公平性を保つために、法により定められています。

※地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリで納付された場合、町が納付を確認できるまで一定期間を要します。そのため、督促状が行き違いになることがありますので、ご了承ください。

2. 令和8年度（令和7年1月1日～12月31日の間に得た収入）からの個人住民税の主な改正点

○給与所得控除の見直し

令和8年度（令和7年中の収入等）の個人住民税から、給与収入額が190万円以下の給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。（給与収入額が190万円を超える場合は、給与所得控除に変更はありません。）

なお、この改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額も、同じく10万円引き上げられます。

○扶養親族等の所得要件の引き上げ

令和8年度（令和7年中の収入等）から、配偶者控除や扶養控除など、各種控除の適用を受ける場合における合計所得金額等の要件が10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	合計所得金額等の要件 (収入が給与のみの場合の給与収入額)	
	改正前	改正後
同一生計配偶者		
扶養親族	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親の生計を一にする子		
雑損控除の適用を認められる親族		
勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

※個人住民税の非課税基準に変更はありませんので、扶養親族等に該当する被扶養者であっても被扶養者に個人住民税が課税される場合があります。

○大学生年代の子等に係る特別控除（特定親族特別控除）の創設

令和8年度（令和7年中の収入等）から、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者および事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が58万円（改正後の所得要件）を超え、扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額 (給与収入のみの場合の給与収入額)	控除額（住民税）
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円

110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

※合計所得金額58万円以下の特定親族は特定扶養控除（45万円）の対象となります。

※特定親族特別控除の対象となる親族は、控除が適用されますが扶養親族等には該当しません。そのため、扶養親族の人数により判定する町民税・県民税・森林環境税の非課税基準の計算に扶養人数として含まれません。

○扶養親族等の範囲、非課税の範囲

給与収入額における扶養親族等の対象及び課税・非課税についての一覧表

給与収入額（合計所得金額）	配偶者控除・扶養控除の対象	課税・非課税
103万円以下（38万円以下）	対 象	非課税
103万円超～123万円以下 (38万円超～58万円以下)	対 象	課 税
123万円超（58万円超）	対象外	課 税

※扶養親族がいる場合、未成年の場合、寡婦・ひとり親に該当する場合、障がいのある場合は非課税となる合計所得金額が上表と異なります。

※改正前は、非課税となる給与収入額は93万円、配偶者控除・扶養控除の対象となる給与収入額は103万円でした。

○住宅借入金等特別控除にかかる措置の期間延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する世帯
2. 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

【住宅借入金等特別控除の借入限度額】

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

また、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を50㎡から40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和7年12月31日まで延長されました。

☎ 税務課 ☎ 37-2518（直通）

大間町人権擁護委員の再任について

大間町人権擁護委員の古畑龍泉委員が、令和8年1月1日付けで再任されました。
なお、大間町人権擁護委員は、以下の3名です。

・古畑 龍泉 委員 ・岩佐 育夫 委員 ・石澤 旭 委員

☎ 住民福祉課 ☎ 37-2520（直通）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1、「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の合算額が限度額（※表参照）を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

所得区分		後期高齢者医療＋介護保険
現役並み所得Ⅲ	※1	212万円
現役並み所得Ⅱ	※2	141万円
現役並み所得Ⅰ	※3	67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ	※4	31万円
低所得Ⅰ	※5	19万円

※1：課税所得690万円以上の方

※2：課税所得380万円以上690万円未満の方

※3：課税所得145万円以上380万円未満の方

※4：世帯員全員が住民税非課税の方

※5：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方
（公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下）

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など身元のわかるもの）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は、両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です。

（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は、委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。詳しくは健康づくり推進課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

※マイナ保険証がある場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類は不要です。

2、医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。

例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用願います。

	送付時期	記載された診療月
1回目	2月中旬	1月～11月診療分
2回目	3月中旬	12月診療分

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意ください。

○後期高齢者医療費通知書コールセンター

0120-905-244

受付期間 令和8年2月2日～令和8年3月19日まで（土日祝を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821
健康づくり推進課 ☎31-0350（直通）

障がいに関する相談所の開設について（大間町相談支援事業）

相談支援事業とは、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

■日 時：令和8年2月18日（水） 午後1時～午後2時

■場 所：大間町役場1階 小会議室1

むつ市障がい者相談事業所の相談員の方々が相談や助言を行います。身近にある些細なことでもお気軽にご相談ください。なお、相談を希望される方は、事前に下記へご連絡くださるようお願いいたします。

☎ 住民福祉課 ☎37-2520（直通）

大間町公の施設に係る指定管理者の指定について（お知らせ）

令和8年度から大間町海峡保養センターおよび大間温泉養老センターは、下記のとおり指定管理をおこなうことになりましたので、お知らせいたします。

施設の名称	設置条例等	指定管理期間	指定管理する団体	担当課
大間町海峡保養センター 大間温泉養老センター	大間町海峡保養センター条例 大間温泉養老センター条例	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで （5年間）	株式会社グリーンストアー 代表取締役 正根 秋雄	産業振興課

☎ 産業振興課 ☎37-2537（直通）

大間町物価高騰生活者支援地域振興商品券配布事業「地域振興商品券」配布のお知らせ

【発行】大間町 【協力】大間町商工会

昨今の物価高騰による経済的負担軽減を図ることを目的とし、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」(※1)および住民税非課税世帯を対象とした「青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業」(※2)を活用し、「地域振興商品券」を下記の内容にて発行します。

1. 支援の内容

- (1) 基準日：令和8年1月1日現在
- (2) 対象者：大間町内全世帯
- (3) 商品券：1世帯につき27,000円(1,000円券×27枚綴)
(内訳)・共通商品券 8,000円分…大型店舗を含む利用が可能
・専用商品券19,000円分…町内各店舗のみ利用が可能
※1 課税世帯 27,000円
※2 非課税世帯 27,000円(内、7,000円は上記※2事業分とする)
- (4) 商品券の配布期間
令和8年1月31日(土)から順次、世帯主宛てに郵送します。
※配達時に不在の場合、2月23日(月・祝)まで大間郵便局で保管し、その後は産業振興課の保管となります。
受け取りは原則、本人または世帯員となります。なお、受け取りの際は本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示が必要となります。
- (5) 商品券の利用期間 令和8年2月10日(火)～3月20日(金)まで

《商品券サンプル》



2. 商品券の利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品(土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れなど)
 - ・出資や債務の支払いおよび租税公課(租税、振込代金、振込手数料、公共料金など)
 - ・有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - ・現金との換金、商品券の交換および売買
 - ・特定の政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
- ※たばこは購入可能です。

3. 商品券の取扱いについて

- ・商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取引において、利用可能です。
- ・商品券と現金の交換は、禁止しています。
- ・商品券額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ・不足分については、現金による利用が可能です。
- ・商品券の盗難・紛失についての対応はできませんので、充分にご注意ください。

4. 商品券が利用可能な店舗について

商品券取扱店となっている店舗には、「取扱店登録証明書」およびポスターを掲示することとなっておりますので、表示を確認のうえご利用ください。

☎ 産業振興課 ☎ 37-2537 (直通)

大間町物価高騰対策生活者支援地域振興商品券配布事業（物価高騰対策推奨事業） 「地域振興商品券」取扱店要項のお知らせ

【発行】大間町 【協力】大間町商工会

物価高騰に伴い、生活支援を目的とした「地域振興商品券」を配布するにあたり、令和7年4月に実施した「地域振興商品券」取扱店に登録した大間町内の事業者へお知らせします。

1. 商品券の内容

(1) 地域振興商品券

○ 1世帯につき27,000円（1,000円券×27枚綴）

（内訳）

- ・ 共通商品券 8,000円分…大型店舗を含む利用が可能
- ・ 専用商品券19,000円分…町内各店舗のみ利用が可能

(2) 商品券の配布期間 令和8年1月31日(土)から郵送開始。

(3) 商品券の利用期間 令和8年2月10日(火)～3月20日(金)まで

2. 商品券の利用対象とならないもの

- ・ 不動産や金融商品（土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れなど）
 - ・ 出資や債務の支払いおよび公租公課（租税、振込代金、振込手数料、公共料金など）
 - ・ 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - ・ 現金との換金、商品券の交換及び売買
 - ・ 特定の政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
- ※たばこは購入可能となります。

3. 商品券の取扱いについて

- ・ 商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取引において、利用可能です。
- ・ 商品券と現金の交換は、禁止しています。
- ・ 商品券額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ・ 不足分については、現金による利用が可能です。
- ・ 商品券の盗難・紛失についての対応はできませんので、充分にご注意ください。

4. 参加資格

大間町内に事業所および店舗等を有する事業者とし、店舗などにおいて商品券を利用可能とすることが出来るもの。ただし、次の事業者を除きます。

- ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同上第6号に規定する暴力団員または当該暴力団もしくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの。
- ・ 「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗など。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ・ 利用可能店舗であることが明確になるよう、後日配布するポスターおよび「取扱店登録証明書」を、利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ・ 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに産業振興課または大間町商工会まで報告してください。
- ・ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に事業所の受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

6. 登録申請について

※令和7年度大間町物価高騰対策支援地域振興商品券配布事業「地域振興商品券」取扱店に登録した事業者は、改めての登録申請の必要はありません。

新規登録または、登録内容の変更（口座情報）を希望される方は、この要項に同意のうえ、「地域振興商品券」取扱店登録（変更）申請書（別紙1）に必要事項を記入・代表印（法人は社印）を押印し、提出してください。

また、取り消しを希望する場合は、お問い合わせくださるようお願いいたします。

・提出・問い合わせ先 大間町商工会 ☎37-2233

・申 込 期 間 令和8年2月2日(月)から令和8年2月13日(金)まで ※期限厳守

7. 取扱い事業者について

登録が認められた事業者に対し、「地域振興商品券」取扱店登録証明書（別紙2）を交付します。当該要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

8. 換金方法について

受け取った商品券は、以下の書類と併せて大間町商工会へ提出してください。

[必要書類]（※地域振興商品券事業実施要綱より）

1、地域振興商品券交付申請書（様式1）

2、地域振興商品券換金請求書（様式2）代表印を押印（法人は社印）

・商品券の裏面に取扱店名を記入（ゴム印可）してください。

・換金の受付日は、原則として毎週の水曜日とし、大間町商工会へ持参いただき確認後、翌々週の木曜日までに、大間町から指定口座へ支払いとなります。

・換金期限は、令和7年3月25日（水）受付分までとします。

☎ 大間町商工会 ☎37-2233（午前9時～午後5時 土・日・祝祭日を除く）

家族みんなで交通災害共済に加入しましょう

青森県交通災害共済は、県内にお住まいの全ての方が加入することができ、全国どこで起きた交通事故でも災害程度に応じて見舞金を受け取ることができます。これまで1日1円保険として広く住民に周知されてきましたが、年々加入者が減少しています。

家族で、もしものときのために加入しましょう。

【加入期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間

【共済掛金】年間1人350円（途中加入でも同額）

【加入方法】①2月1日より、各地区の婦人会が加入募集にご家庭を訪問します。

②住民福祉課窓口で手続きができます。

対象となる交通事故による災害

*歩行中の自動車との接触事故でケガなどをしたとき

*自転車走行中の転倒や追突、誤ってガードレールなどにぶつかってケガなどをしたとき

上記の交通事故災害を受けた場合、必ず警察署へ届け出すことにより交通事故証明書が発行され、見舞金を請求できます。

共済見舞金額表（一部抜粋）

1 等級	3 等級	6 等級
死亡 100万円	重傷（90日以上の治療）7万円	軽傷（30日未満の治療）3万円

☎ 住民福祉課 ☎37-2520（直通）

いきいき学校通信

◇大間町学校保健会◇

大間町学校保健会では、『生涯にわたり心身共に健康な子供の育成を目指す』の方針の下、各校の養護教諭・保健主事を中心に保健活動を行っています。

～「令和7年度 大間町 歯と口の健康づくり 優秀賞」受賞者～

《奥戸小学校》 1名



宮野 詩



表彰対象は、各校の全学年を対象にしており、学校歯科検診の結果から、むし歯がないだけでなく、歯並びや噛み合わせ、顎関節、歯肉の状態が良く、歯垢や歯石、治療歯がない児童生徒です。今年度は28名が優秀賞を受賞しました。

《大間小学校》 14名



伊藤 羅生



片井 成太



傳法 玲汰



池田 望愛



南 茉央



南 月琴



山内 律



佐々木 奏大



新田 陽人



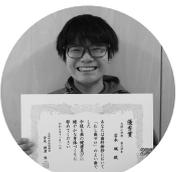
南 憲博



熊谷 穂香



山崎 咲



岩本 颯



堺 陽葵

《大間中学校》 5名



船橋 愛望



中森 天椰



菊池 渚彩



宮野 瑛斗



中森 日和

《大間高等学校》 8名



竹内 希実



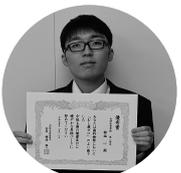
野村 愛美



細間 項羽



佐賀 奈美音



館脇 心



南 由愛



山本 蒼空



宮野 奏



令和7年度 特定健診・がん検診のお知らせ

今年度の集団健診は終了しました。以下のがん検診については、まだ受診可能です。
全て個別検診となりますので、受診方法をご確認ください。

個別検診の対象者		対象者	検査内容
がん検診	胃がん	【胃がん検診について】 ◆個別検診（大間病院）の胃カメラは50歳以上。 ◆令和6年度に大間病院で胃カメラ検診を受けた方は、受けられません。	内視鏡(胃カメラ)検査
	肺がん	30歳以上の方	胸部エックス線検査 肺全体を撮影します
	大腸がん	30歳以上の方	便潜血検査(検便) 自宅で2日間、便をとってもらい検査します
	肝炎ウイルス	40歳以上（過去に検査したことがない方） ◆B型・C型肝炎について調べることができます。	採血
婦人科検診	子宮頸がん	20歳以上(女性)	細胞採取 子宮頸部の細胞をブラシで採取し検査します

個別検診の受診方法	内容	申込方法	料金
大間病院	胃がん 肺がん 大腸がん 肝炎ウイルス	◆大間病院（☎ 37-2105）に電話で申し込む。 ※病院で直接申込する場合は、診察室ではなく、玄関に入ってすぐの受付にお申込ください。 【注意】 ● 大間病院の胃がん検診は、胃部内視鏡（胃カメラ）検査です。2年に1回です。 ● 胃カメラのがん検診を受けた場合、翌年のがん検診はバリウム、胃カメラともに受診できません。	大間町民は無料 保険証の種類は関係ありません
むつ総合病院 北村医院 むつ女性クリニック	子宮頸がん	①健康づくり推進課（☎ 31-0350）に電話申込 ②健康づくり推進課から、受診券が届く ③希望する医療機関に電話予約する	
【結果について】 個別がん検診の結果は、役場から本人に郵送されます。			

【特定健診・がん検診を受診し「要精密検査」となられた方へ】

◆精密検査を未受診の場合、医療機関を受診するようお願いいたします。

◆受診後は、健康づくり推進課まで「健（検）診結果連絡票」の提出をお願いいたします。（電話による報告でもかまいません）

インフルエンザ予防接種の費用助成について（年度内1回限り）

大間病院の接種が終了しました。他医療機関において全額自費で接種後、助成金の申請手続きが必要です。

助成の対象者	【定期接種】	◆65歳以上の方 ◆60～64歳で身体障害者手帳1級（内部障害）の方
	【任意接種】	◆乳幼児（生後6か月以上の方） ◆小学生 ◆中学生 ◆高校生（高校生相当の年齢の方） ◆妊婦
助成額	1回の接種につき、6,000円を上限に助成します。（生活保護受給者は全額助成）	
助成期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日に接種したものについて	
その他	詳細については、対象者宛てにお送りした案内をご覧ください。	

新型コロナワクチンの接種費用助成について（年度内1回限り）

大間病院の接種が終了しました。他医療機関において全額自費で接種後、助成金の申請手続きが必要です。

対象者	【定期接種】	◆65歳以上の方 ◆60～64歳で身体障害者手帳1級（内部障害）の方
	【任意接種】	助成なし
助成額	自己負担額が3,000円となるように差額を助成（生活保護受給者は全額助成）	
助成期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日に接種したものについて	
その他	詳細については、対象者宛てにお送りした案内をご覧ください。	

インフルエンザ予防接種または新型コロナワクチン予防接種を

※大間病院以外の他医療機関で接種する場合の費用助成

- ①各病院にある予診票をお使いください。
- ②接種費用をお支払い後、役場に申請することで助成を受けられます。
 - 【申請先】 健康づくり推進課 健康係
 - 【申請期間】 令和8年3月31日まで
 - 【必要書類】 領収書原本
接種済証（予診票控えまたは診療明細でも可）
通帳（接種者本人のもの ※未成年者は保護者のもの）

☎ 健康づくり推進課 健康係 ☎ 31-0350（直通）

「第44回大間町青少年健全育成推進大会」開催のお知らせ

大間町青少年健全育成会議は、標記大会を下記の日程で開催します。

大会では、各種団体功労者の表彰、ポスター・標語コンクールの表彰並びに展示、町内小・中・高校の児童生徒による意見発表などが行われます。

また、日本財団 海ノ民話プロジェクトによる「天妃様を知ろう！—海ノ民話アニメーションの上映会」を行います。案内役を、大間町観光協会副会長の「島 康子」さんに務めていただきます。

皆様のご来場をお待ちしております。

日時 令和8年2月14日(土) 午前9時から
場所 北通り総合文化センター「ウイング」

☎ 大間町青少年健全育成会議事務局 ☎ 37-2103（教育委員会内）

『「うんこハンバーグ」で考える、冬の食事術』

こんにちは。大間病院の工藤です。

年末年始、体重計に乗って「あいやら」とこぼした方いませんか。実は私もその一人です。冬はどうしても家の中にこもりがちで、気づけば食べる量は変わらないのに動く量は減っている。そんな季節ですよ。

今日は、少し下品ではありますが「うんこハンバーグ」という考え方をお伝えします。私たちが食べたものは、体の中で消化され、最後には便として体の外に出ていきます。つまり、「今日食べたものが、明日の便を作る」ということです。

例えば、朝は食パンだけ、昼はマック、夜はカップ麺。すると体の中では「パンとマックとカップ麺でできた便」が作られます。なんだか、体にはよくなさそうですね。また、夜に焼肉が控えてるから朝昼をほとんど食べないという方（以前の私です）もいますが、この場合は「和牛100%うんこ」が完成します。これもまた、バランスが偏ってますよね。

では、どうすればいいのでしょうか。それは、野菜や果物、たんぱく質、良質な油、そして適度な炭水化物。これらがほどよく混ざり合った、いわばハンバーグのようにバランスの取れた便を作ることです。私はこれを「うんこハンバーグ」と呼んでいます。「今日の便は、どんなハンバーグになりそうかな？」そう考えるだけで、自然とバランスを意識できるようになるはずですよ。

毎食完璧を目指す必要はありません。大切なのは、1日全体で帳尻を合わせてバランスを取るという考え方です。夜に飲み会がある日は、朝と昼に野菜を多めに。昼に唐揚げを食べちゃったら、夜は焼き魚やサラダを中心に。こんなふうに、1日の中で調整していけばいいんです。

具体的な目安は、食事のお皿を思い浮かべてください。

- ・お皿の半分：野菜や果物
- ・残りの4分の1：肉・魚・卵・豆腐などのたんぱく質
- ・もう4分の1：ご飯・パン・麺類などの炭水化物

この割合を、ざっくりと意識するだけで十分です。

この「うんこハンバーグ」を意識した食事を続けていくと、体重が少しずつ減ってきたり、血圧や血糖値、コレステロールの数値が改善したりします。何も厳しい食事制限は必要ありません。「今日1日の便は、どんなハンバーグになりそうかな？」ぜひ、今日の夕食を選ぶときから、そんなふうを考えてみてください。無理なく、楽しく続けられることが何より大切です。元気に春を迎えるために、一緒に始めてみませんか。

青森県司法書士会からのお知らせ

2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。この日以前に亡くなった方の相続についても相続登記義務は適用されますので、これまで手つかずのまま放置されていた場合や、遺産分割協議書が成立しないためにやむを得ず手続きが中断していた相続などについても、2027年（令和9年）3月31日までに相続登記をしなければなりません。また、相続登記を後回しにすればするほど、時間も費用もかさむことが多いので、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。

青森司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済ですか月間」としております。

ぜひこの機会に、お近くの司法書士にご相談ください。

☎ 青森県司法書士 〒030-0861 青森市長島三丁目5番16号

☎ 017-776-8398 FAX 017-774-7156

『みちのく・ふるさと貢献基金』助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、県内の個人、団体、NPO法人、企業などが地域の発展や地域貢献のために、地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な費用を助成しています。

- ◎応募受付 2026年4月1日(水)～5月31日(日)までにホームページの申請受付フォーム、または申請受付表をメールまたは郵送してください。
- ◎申請方法 申請書類は6月30日(火)までに必要事項を記入してメールまたは郵送してください。
- ◎助成金額 必要費用以内で、100万円を限度とします。
- ◎問い合わせ 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
☎017-774-1179 担当/小山内・川村
URL : <https://www.michinoku-furusato.or.jp>

宮下知事と対話しよう！「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

対象：県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

募集期間：令和8年2月13日(金)～2月27日(金)

実施期間：令和8年4月20日(月)～6月30日(火)

募集方法：専用応募フォームから申込

☎ 青森県総務部広報広聴課 ☎017-734-9138



【県庁ホームページ】

2026年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国の財政を支える国税専門官に、あなたもチャレンジしてみませんか？

- 受験資格
 - 1 平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの者
 - 2 平成17年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学(短大を除く。)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 受験申込受付期間
令和8年2月19日(木)から3月23日(月)まで
- 受験申込方法
受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報N A V I (<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)
- 第1次試験日
令和8年5月24日(日)
- 試験に関する問合せ先
仙台国税局人事第二課試験研修係 ☎022-263-1111 内線3236
人事院東北事務局 ☎022-221-2022

青森地方裁判所からお知らせ

1、ご存じですか？知財調停

知財調停とは、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争（特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争）について、当事者双方の話し合いにより解決を図る手続です。

裁判官、知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会とともに紛争解決を目指します。

東京地方裁判所、大阪地方裁判所で運用しておりますが、ウェブ会議を利用して手続に参加できますので、ぜひ気軽にご相談ください。

2、離婚と子どもをめぐるルールが新しくなります！

令和8年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後に父母双方を親権者として定める共同親権を選択することができるようになります。また、離婚時に養育費の取決めをしていなくても、一定額の法定養育費を請求することができるようになります。

話し合いでまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用して解決を図ることも考えられます。手続案内や申立書については、裁判所ウェブサイトでご案内しております。また、今回の法改正による内容を詳しく知りたい方は、特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」をご覧ください。

☎ 青森地方裁判所総務課庶務係 ☎ 017-722-5421

県税口座振替制度のお知らせ

青森県では、県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

なお、法人県民税・事業税、軽油引取税の新規受付は終了しており、令和8年8月振替分（令和8年7月申告期限分）をもって取扱いを廃止します。

現在、口座振替を行っている皆さまは、令和8年9月以降、口座振替されませんのでご注意ください。

【今後も口座振替を利用できる県税】

◇自動車税種別割 ◇個人事業税
6月納期分（定期賦課分） 8月・11月納期分（定期賦課分）

【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または県税事務所にお申し込みください。申込用紙は各窓口にて備え付けてあります。

【申込期限】

◇自動車税種別割・・・4月30日 ◇個人事業税・・・8月中旬

【取扱金融機関】

青森みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、県内農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）など

【ご注意ください】

振替日から数日間、県税事務所の窓口では振替の確認ができません。その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳がされた預金通帳をご持参ください。

☎ 青森県下北県税事務所 納税管理課 ☎ 22-8581 内線203

むつ税務署からのお知らせ

■ 令和7年分の確定申告等期限と納期限

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税・贈与税 令和8年3月16日(月)
- ・ 個人事業者の消費税及び地方消費税 令和8年3月31日(火)

《振替納税利用者の口座振替日》

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税 令和8年4月23日(木)
- ・ 個人事業者の消費税及び地方消費税 令和8年4月30日(木)

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度ですので、是非ご利用ください。

既に振替納税をご利用の方は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

■ 申告書作成会場を開設します。

- ・ 開設場所 むつ市金谷2丁目6-15 下北合同庁舎3階
- ・ 開設期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)《土・日・祝日を除く》
- ・ 開設時間 午前9時～午後5時

※1 スマホ(又はパソコン)とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

※2 申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約を是非ご利用ください。

なお、LINEによるオンライン事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友だち追加が必要です。

※3 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信(提出)していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。

マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード(注)のほか、マイナンバーカードの電子証明書が無効化されていないかを来場前に必ずご確認くださいませようお願いします。

(注) 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)

☎ むつ税務署 ☎ 22-3294 (内線 209) 調査部門(個人担当)

LINEのお友だち追加はこちら



「観光に対する住民意識調査」アンケートご協力をお願い

『一般社団法人しもきたツーリズム』では、観光を通じて下北地域の活性化に取り組んでいます。今後、住民の皆様にも喜ばれる観光事業に取り組むため、「観光に対する住民意識調査」(アンケート)を実施します。

下北半島を観光で盛り上げていくため、ぜひご意見をお聞かせください!

■ アンケート画面URL

<https://forms.gle/Bxh8WPqoJSzLuFT89>

※お手持ちのスマートフォン等でQRコードを読み取ると、アンケート画面へ直接アクセスできます。

■ 回答期日：令和8年3月15日(日)まで

■ お願いとご注意

- ・ 回答は、おひとりにつき1回のみ
- ・ いただいた回答は、個別に利用・公表されることはございません

☎ しもきたツーリズム ☎ 31-1270 担当：立崎



しもきたツーリズム
SHIMOKITA TOURISM

Paul(ポール)のROOM(部屋)

最近、私は観光パンフレットを日本語から英語に翻訳しました。私は、英語を母国語とする人に翻訳をチェックしてもらうことは重要だと思っています。そこで、4人の英語が母国語の仲間に私の下書きを見てもらいました。すると、彼らから「この英語はパンフレットにふさわしくない」と指摘され、私のプライドは傷つきました。これが、今回の記事のテーマです。

現代では翻訳ができる機械やアプリがたくさんあり、助けてくれる人がいないときには大変助かります。しかし、翻訳ソフトは、あなたが言いたいことに「直訳」がないとき、それを教えてくれません。また、あなたの言葉が、異なる文化で育った人にとって失礼な表現になることも教えてくれません。簡単に言えば、今の翻訳ソフトは状況を分析できないので、相手がメッセージをどう受け取るかを予測できないのです。

皆さんは、翻訳を数学のように、ある言い方には「正解」が一つしかないと思っていませんか。実は、私はこんな表現を何度も聞いたことがあります。“Translation is art.”(翻訳は芸術である)

例を挙げて説明しましょう。多くの日本人から「お疲れ様です」や「いただきます」を英語でどう言うかと聞かれますが、直訳はありません。それでも、英語に変えなければならない場面は多いです。翻訳とは、単にある言葉を別の言語に置き換えることではありません。原文の言語と文化を分析して、原文を読めない人々へメッセージを伝えることです。翻訳する人は、美術家や作曲家のように自分の好みで選択を判断します。だからこそ、「翻訳は芸術」なのです。

私は英語が母国語で、毎日英語を使っています。しかし、どうしても良い翻訳を作りたくて、日本語の原文に忠実すぎた翻訳を作ってしまった。他の仲間たちは、私の英語が堅苦しく、外国人観光客にはふさわしくないことにすぐ気づきました。一番の「正解」を求めすぎて、私は「読者が情報をどう受け取るか」を見逃してしまったのです。

記事を読んでいる皆さん。人生には、数学のように「正解」が一つだけのこともあります。しかし、翻訳のように「正解」が一つとは言えないこともあります。自分の意見と経験を使って、自分にとって適切な「正解」を判断してください。

◆むつ科学技術館だより◆

【シアター上映のご案内】

- 午前10時～ ○午後3時～
トムとジェリーアニメコレクション
「ごちそうは誰に? (他3話)」
- 正午～
access「アリから学ぶ/情報の伝え方」
〈場 所〉コミュニケーションシアター

【つくってたいけん工作教室のご案内】

- 〈開 催 日〉土曜日・日曜日・祝日に開催します。
- 〈開催時間〉午前10時～/午後3時～
「アニマルライトをつくろう!」
※参加費・予約不要
- 〈場 所〉つくってたいけん工作コーナー

☎ 25-2091 FAX 25-2092 <URL> <http://msm720.jaea.go.jp>

♨大間温泉♨

海峡保養センター ☎ 37-4334

■営業時間 午前8時～午後9時

養老センター ☎ 37-2411

■営業時間 午前9時～午後8時

■今月の休館日

3日、10日、17日、24日(毎週火曜日)

収入保険に加入しませんか?

すべての農作物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

■加入できる方 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

■補償内容 農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補償

詳細は下記までご連絡ください。

☎ 0176-22-8100



2月も積雪量が多い時期です 運転には十分注意しましょう!



町民の皆様、県内で発生している交通死亡事故はご存じでしょうか？
実際に発生した事故形態は、

- 国道上における横断歩行者2名と軽自動車の衝突
- 道路を歩行中の女性と乗用車の衝突

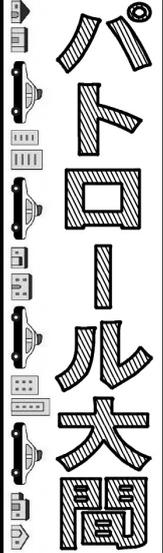
などが挙げられます。(どちらも発生は昨年12月中)

皆様の安全運転のおかげで、令和7年における大間警察署管内での死亡事故の発生件数は0件でしたが、冬時期はまだまだ油断できません!

2月も気を引き締めて事故防止には十分配意しましょう!



- ① スピードを控えたゆとり運転
- ② 長めの車間距離を保つ
- ③ 急ブレーキ・急発進の動作は控える
- ④ 悪天候時は昼間でも早めのライト点灯をする
- ⑤ 下り坂の走行はエンジンブレーキを効かせて運転する



青森県警察防犯アプリ



皆さん、スマートフォンにまもリンは登録していますか？

「まもリン」とは、県民の身近で発生する事件の情報や子供・女性を対象とした声掛けなどの前兆事案情報をタイムリーに提供するものです！是非QRコードから登録をしてください(^-^)



Android版



iPhone版

大間警察署
37-2211
所在地交番
前田 麗奈



特殊詐欺に注意しましょう

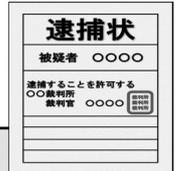


県内では、警察官や検察官を装った特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺などの被害が相次いでいます。電話やメールで身に覚えのない請求をされたら、一人に対応せずにはまず警察へ(^-^)

「騙されない!」と思う人ほど狙われます。「自分だけは大丈夫」が一番危険です。

不安な時は、大間警察署または警察安全相談電話「#9110」に相談をしてください!

既に対策済みだとは思いますが...不審電話への対策をもう一度確認しましょう↓



固定電話の場合

- ① 常時留守番電話設定にする
電話がなくても絶対に出ないこと!
留守番電話に残すこと!
- ② 国際電話の利用停止
不審な海外の番号は受け付けない!
国際電話番号不取扱受付センター
0120-210-364



携帯電話の場合

- ① すぐに応答せず、ウェブサイトを確認!
非通知、登録番号以外、+から始まる電話番号は特に注意
- ② 非通知は着信拒否設定
- ③ 迷惑防止対策サービスなどを利用する



横断歩道を走行する際の注意点



車両乗車中に横断歩道の前を走行する際、歩行者がいるか確認していますか？

横断しようとする歩行者の前を通過、又は通行を妨害した場合は「横断歩行者等妨害等」違反となります!

以下の点を徹底しましょう!

- ① 横断歩道の近くに歩行者がいないか確認する
- ② 歩行者がいた場合はその手前で停止できる速度に減速する
- ③ 横断している又は横断しようとしている歩行者がいる場合は手前で一時停止する



祝 横浜なりさん100歳おめでとうございます！

大正15年生まれの横浜なりさんが1月12日に100歳を迎えられ、町から顕彰状が送られました。長生きの秘訣を尋ねると「栄養のある食事を3食しっかりと食べること」と答えてくれました。横浜さん、これからも長生きしてください。



わたしたちのまち

令和7年12月末現在()前月比



	人 口	男	女	世 帯 数
総数	4,565(+ 4)	2,331(+ 1)	2,234(+ 3)	2,457(- 1)
大間	3,629(+ 1)	1,870(± 0)	1,759(+ 1)	1,937(- 1)
奥戸	811(± 0)	390(± 0)	421(± 0)	448(- 1)
材木	125(+ 3)	71(+ 1)	54(+ 2)	72(+ 1)



住民の窓

12月届出分

個人のプライバシーを尊重し、届出の際に掲載の意思を確認させていただいております。

お誕生 おめでとう



今月はありません

ご結婚 おめでとう



今月はありません

お悔やみ 申し上げます



新田 正子さん 87歳 (冷水)
松浦 英子さん 88歳 (大間平)
小浜 文雄さん 70歳 (割石)
坂 秀夫さん 74歳 (割石)

＝お願い＝
新聞へのお悔やみ情報の掲載を希望する方は、届出の際に係に申し出て下さい。

広報 **おおま** 第694号 発行日：2026年2月1日

発行：大間町 編集：企画経営課

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

☎(0175)37-2111

HPアドレス <https://www.town.ooma.lg.jp>

印刷所：協同印刷工業株式会社